

「憲法」を学ぶ

第5回 教育への不当な介入に要注意

報道によると、今年の2月、文部科学省は、自民党国会議員の指摘を受けて、名古屋市教育局に對し、前文部科学次官の前川喜平氏が中学校で講師として授業をした内容の報告や録音データの提出を求めました。また3月には、東京

東京北法律事務所

金井明知 弁護士

都足立区の中学校で行われた授業を巡り、自民党都議が都議会を教員らを名指しして「不適切な性教育」と批判し、東京都教育委員会が足立区教育委員会を指導することになりました。今回はこの問題について考えてみたいと思います。

教育は公正かつ適正に

日本国憲法は、第26条で「教育を受ける権利」を保



障しています。ここで憲法が保障している「教育」は、単に、教育を受ける機会が与えられればよいというも

「教育を受ける権利」を保障

のではありません。憲法13条が「すべて国民は、個人として尊重される」と定めているように、子どもが、自分らしく、自立的に生きることが出来る能力を育むような教育でなければなりません。

「教育を受ける権利」を具体的に表現するための教

育のあり方は、教育基本法が定めています。教育基本法16条は、「教育は、不当な支配に服することなく、公正かつ適正に行われなければならない」とし、政党などが教育に介入することを禁止しています。

戦前の教育にさせない

いつの時代でも、権力者は、教育に介入したがります。権力者にとっては、国民が権力者の意向を付度して行動してくれる、もしくは

盲目的に命令に従ってくれば、思うように国家運営ができるからです。そのような国民を養成するために、教育は手っ取り早い、

効果的な手段なのです。権力が教育に介入することを許してしまった国家は、独裁国家・全体主義国家への道を進むこととなります。戦前の日本がまさにそうでした。

教育基本法は、戦前の軍国主義・国家主義的教育に対する反省を踏まえて、教育は「不当な支配」に服することなく行わなければならないという、民主主義国家では当然のことを、あえて明文として規定することとなったのです。

「不当な支配」から守る

今回、政権政党に所属する議員の圧力を受け、本来であれば「不当な支配」から教育を守るべき立場にある文部科学省や東京都教育

委員会が、その役割を放棄して調査や指導に走ったことは、許されることではありません。名古屋市教育局が、文部科学省の調査を拒否したと報道されていますが、当然のことです。

このような政権政党から教育への不当な介入が許されるのであれば、教育現場は萎縮し、目の前の子どもではなく、政権政党の顔色をうかがいながら教育を行うようになってしまいます。そうやってしまったら、「教育を受ける権利」の保障などままりません。

文部科学省や東京都教育委員会は、教育のあるべき姿を見つめ直し、自らの責務を全うしてほしいと思います。